２０２５年　３月１９日

福島県知事
　内堀雅雄　様

社会民主党福島県連合
代　表　　狩野　光昭
［事務局］
963-8025 郡山市桑野２丁目 25-16
TEL：024-922-8990 FAX：024-922-9191

会津地方における豪雪被害に対する要望について

令和７年２月４日からの大雪により、福島県内の３市１１町５村に災害救助法の適用が決定されました。

今回の記録的な大雪で、死者は２人、重軽傷は２９人に上りました。また、農業用ハウスの倒壊などの被害は、会津地方の１２市町村で確認されています。

３月２日、社会民主党福島県連合は会津地方の豪雪被害の現地調査を実施しました。

喜多方市議会議員の案内で喜多方市での民家の屋根の崩落やリンゴの枝折れの現地調査。会津坂下町議会議員及び会津坂下町職員の案内による農業用ハウスの倒壊の現地調査。会津若松市議会議員の案内で会津若松市内の３か所の農業用ハウスの倒壊やブドウ畑等及び都市部でも道路等の除排雪が進まない状況を確認しました。

引き続き、市町村の被害の実態把握に努めるとともに、市町村支援を継続し、被災住民の一日も早い生活再建と被災地域の復旧にむけ下記の要望を提出しますのでよろしくお願いします。

記

１　家屋等の被害に対する取り壊し及び修繕の必要な補助等早急な支援対策を図ること。

２　被災された空き家により、道路への往来障害、隣家への損害などに対する補助制度を講ずること。

３　今般の豪雪では、会津地方市町村の除排雪体制が脆弱で市民生活に大きな影響を及ぼしたので、県においても市町村と連携した除排雪体制の整備を図ること。

４　納屋や蔵等の建築物に対しても、家屋と同様の補助等の対応を図ること。

５　農業用ハウスの被害に伴う、アスパラガス等の半促成栽培ハウス及び水稲用ビニールハウスなど、喫緊に必要な資材購入の補助を講ずること。また、資材不足が懸念されるので、その対応を講ずること。

６　今後、雪解けが進むにしたがって、農地・農業用施設等への被害が明らかになると推測されるので、その復旧工事に万全を期すこと。特に、２０２２年８月豪雨災害時に被災した農地及び水路等にも被害が想定されるので、その復旧工事にも万全を期すこと。

7　果樹の枝折れに対する技術的指導及び切除に対する農薬の補助、倒木による被害については、更新するための新たな幼木購入の補助を図ること。

また、積雪が残っている現状では現地実態把握が困難であるため、融雪後に改めて現状を把握し対応を講じること。

8　高齢者世帯及び単身世帯等の除排雪支援については、そのおかれている状況のいかんにかかわらず市町村と連携して支援体制が整備されるよう対策を講ずること。